

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。
また、()内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 道路運送法は、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることを目的としており、利用者の利益の保護・増進は目的としていない。

道路運送法第1条 (×)

2. 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当する。

道路運送法第2条 (×)

3. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

道路運送法第3条 (×)

4. 旅客自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

道路運送法第4条 (×)

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

道路運送法第8条 (○)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

道路運送法第10条 (○)

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更しようとするときは国土交通大臣の認可を受けなければならない。

道路運送法第11条 (○)

8. 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならないが、貸切バス事業者は例外とされている。

道路運送法第12条 (×)

9. 営業所の住所に変更はなく、一般貸切旅客自動車運送事業者の主たる事務所のみを変更する場合は、届出等の手続は必要ない。

道路運送法第15条、道路運送法施行規則第15条の2 (×)

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

道路運送法第16条 (○)

- 1 1. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

道路運送法第 2 2 条 (○)

- 1 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

道路運送法第 2 3 条 (○)

- 1 3. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業のため利用させてはならないことが道路運送法に規定されているが、貸切バス事業者については当該規定は適用されない。

道路運送法第 3 3 条 (×)

- 1 4. 一般旅客自動車運送事業の管理の受託及び委託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

道路運送法第 3 5 条 (○)

- 1 5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、その 30 日前までに届け出なければならない。

道路運送法第 3 8 条 (○)

- 1 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に届け出なければならない。

道路運送法第 3 8 条 (×)

- 1 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

道路運送法第 4 3 条の 1 5 (○)

- 1 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業に使用する自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「貸切」と表示しなければならない。

道路運送法第 9 5 条、道路運送法施行規則第 6 5 条 (○)

- 1 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数である。

道路運送法施行規則第 4 条 (×)

- 2 0. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。

道路運送法施行規則第 6 6 条 (○)

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2 (○)

22. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他の安全のための措置を講じなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第20条 (○)

23. 旅客自動車運送事業者は、早朝の出庫で運行管理者が出勤できない等のやむを得ない場合を除き、点呼は対面で実施しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第24条 (×)

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、業務記録を1年間保存しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第25条 (×)

25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の運行距離等を運行記録計により記録しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第26条 (○)

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、必要に応じ、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査することができる。

旅客自動車運送事業運輸規則第28条 (×)

27. 旅客自動車運送事業者は、二月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第36条 (○)

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任した場合及び運行管理者の補助者を選任又は解任した場合は、当該届出事由の発生した日から15日以内に届け出なければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第68条 (○)

29. 新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

道路運送車両法第13条 (×)

30. 整備管理者を選任しようとするときは、あらかじめ地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

道路運送車両法第52条 (×)

31. 一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（ ）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
A. 9 B. 10 C. 11
道路運送法第3条 (C)
32. 旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）保存しなければならない。
A. 6か月間 B. 1年間 C. 3年間
旅客自動車運送事業運輸規則第3条 (B)
33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送終了の日から（ ）年間保存しなければならない。
A. 1 B. 3 C. 5
旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2 (B)
34. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、運転者名、乗務の開始及び終了の地点及び日時等のほか、（ ）を運転者ごとに記録させなければならない。
A. 旅客の氏名 B. 旅客の数 C. 旅客が乗車した区間
旅客自動車運送事業運輸規則第25条 (C)
35. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）ごとに運行指示書を作成しなければならない。
A. 運転者 B. 車両 C. 運行
旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2 (C)
36. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。
A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清潔に
旅客自動車運送事業運輸規則第44条 (A)
37. 自動車の（ ）は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者
道路運送車両法第47条の2 (C)
38. 旅客自動車運送事業者は、輸送実績報告書を毎年（ ）までに行政庁に提出しなければならない。
A. 4月30日 B. 5月31日 C. 6月30日
旅客自動車運送事業等報告規則 (B)
39. バス運転者の1日についての拘束時間は、13時間を以内とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、（ ）時間とすること。
A. 14 B. 15 C. 16
自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (B)
40. バス運転者の運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均し1日当たり（ ）時間が限度である。
A. 8 B. 9 C. 10
自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (B)